

奈良県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として次のとおり指定した。

令和七年七月十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

別紙のとおり

名称	所在地
すみれパレス香芝	香芝市磯壁4－4 2 8－1